

桑名市長の職務を代理する者の順序を定める規則をここに公布する。

令和8年3月26日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第19号

桑名市長の職務を代理する者の順序を定める規則

桑名市長の職務を代理する者の順序を定める規則(令和6年桑名市規則第22号)の全部を改正する。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定による市長の職務を代理する上席の職員の
順序は、次のとおりとする。

(1) 第1順位 統括監の職にある職員

(2) 第2順位以下 桑名市組織条例(平成16年桑名市条例第11号)第1条に規定する部等の順序に
より部長(市長公室長を含む。)の職にある職員

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。